

国民スポーツ大会 関係標章使用のガイドライン

日本スポーツ協会 ブランド戦略部 マーケティング戦略課
＜令和7(2025)年12月16日更新＞

第1章 はじめに

1. 標章とは

第2章 使用について

1. 基本的な考え方
2. 非営利目的使用(無償)
3. 営利目的使用(有償)
4. お問い合わせ先

第3章 申請手続きについて

1. 非営利目的使用(無償)
2. 営利目的使用(有償)
3. 営利目的使用(有償) 受注販売の場合
4. 営利目的使用(有償)の注意事項
5. 営利目的使用(有償)現地調査の実施

第4章 令和6年度以降の標章使用について

1. 標章使用料・申請時期詳細
2. 標章使用物品の詳細
3. デザイン(必須事項)
4. 標章等の分類
5. デザイン(OK例)
6. デザイン(NG例)
7. 標章使用上の留意事項
8. 未申請使用等への対応

1. 標章とは

- (1) 国民スポーツ大会マーク(図形)
- (2) 国民スポーツ大会ロゴタイプ(図形)
- (3) 前項(1)(2)からなるJAPAN GAMESブランドロゴ(図形)

JAPAN GAMES マーク	JAPAN GAMES ロゴタイプ	JAPAN GAMES ブランドロゴ	
	JAPAN GAMES		

- (4) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」、及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するものであって同一の称呼及び観念を生ずるもの
- (5) 「国民スポーツ大会」、「国スポ」、「JAPAN GAMES」を含む結合語又は造語(愛称等)
- (6) 本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- (7) その他(1)乃至(6)に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

(公益財団法人日本スポーツ協会 国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程より抜粋)

当協会が所有する図形・文字などをまとめて標章と言います。
各種大会商品の制作においては本ガイドラインをご参照ください。

1. 基本的な考え方

原則として、使用する際には日本スポーツ協会(当協会)への申請手続きが必要です。

リンク:[「標章使用ご案内」](#)



※ただし、非営利目的使用において、下記に該当する場合は申請の必要はございません。

- (1) 報道機関が報道目的で使用する場合。
- (2) 国民スポーツ大会開催決定地(内定地を含む)都道府県実行委員会(準備委員会を含む)が使用する場合。
- (3) 開催申請書提出順序が了解された都道府県が使用する場合。
- (4) 国民スポーツ大会開催決定地(内定地を含む)会場地市町村実行委員会(準備委員会も含む)が、
大会運営業務遂行上で必要となる場面(名刺、会議資料、看板作成等)で使用する場合
- (5) その他本会が国民スポーツ大会に関する理解、普及に寄与するものとして認めた場合。
(「公益財団法人日本スポーツ協会 国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程」より一部抜粋)

第2章 使用について

2.非営利目的使用(無償)

標章の使用を希望する者は、営利を目的として使用する場合(本会がそれに準ずると認める場合を含む。以下同じ。)を除き、使用申請書(別紙様式1)を本会に提出し、その承認を得るものとする。

(公益財団法人日本スポーツ協会 国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程より一部抜粋)

【受付例】

申請団体	使用例
国民スポーツ大会開催予定都道府県 (開催申請書提出順序了解前)	・開催予定都道府県等が着用するマーク入りTシャツの作製 ・開催予定都道府県等の名刺で使用 等
各市町村の教育委員会等	・国スポ競技写真などを教育・普及目的で使用 ・国スポ関連資料の作製 等
各市町村等	・国スポ出場者の成績掲載時のマーク使用 ・国スポ競技の体験会開催時のマーク使用 等
一般社団法人・一般社団法人等が主催する営利を目的としないスポーツイベント	・国スポ競技の体験会開催をチラシなどに掲載 ・国スポ開催へ向けた運動促進活動時のマーク使用 等

※上記内容は一例であり、申請後に担当部署が可否を判断します

3. 営利目的使用(有償)

非営利目的使用に該当しない一般企業等が、標章を使用した商品・広告等を作成するなど、営利を目的として国スポ関係標章を使用する場合

【受付例】

申請団体	使用例
国民スポーツ大会開催予定都道府県のスポーツ協会等	・Tシャツの作製・販売 ・グッズの作製、希望者へ販売 等
社団法人・財団法人等	・Tシャツの作製・販売 ・グッズの作製、販売 等
一般企業等	・国スポ関連グッズの現地販売 ・国スポ関連グッズのネット販売 等

※上記内容は一例であり、申請後に担当部署が可否を判断します

第2章 使用について

4.お問い合わせ先

製作・販売

協賛社・スポンサー社ですか

はい

申請様式が異なります
下記へお問い合わせください

ブランド戦略部マーケティング戦略課



いいえ

有償で販売・配布しますか

はい

9ページ～ご覧いただき
下記へお問い合わせください

TEL:03-6910-5804 E-mail:campaign@japan-sports.or.jp



いいえ

[8ページ](#)参照

【お問い合わせ先】
国スポ推進部国スポ課
TEL:03-6910-5808
E-mail:
kokuspo@japan-sports.or.jp

書類等掲載

掲載物を販売しますか

はい

9ページ～ご覧いただき
下記へお問い合わせください

ブランド戦略部マーケティング戦略課



いいえ

協賛社・スポンサー社ですか

はい

申請様式が異なります
下記へお問い合わせください

TEL:03-6910-5804 E-mail:campaign@japan-sports.or.jp



いいえ

[8ページ](#)参照

【お問い合わせ先】
国スポ推進部国スポ課
TEL:03-6910-5808
E-mail:
kokuspo@japan-sports.or.jp

映像コンテンツ

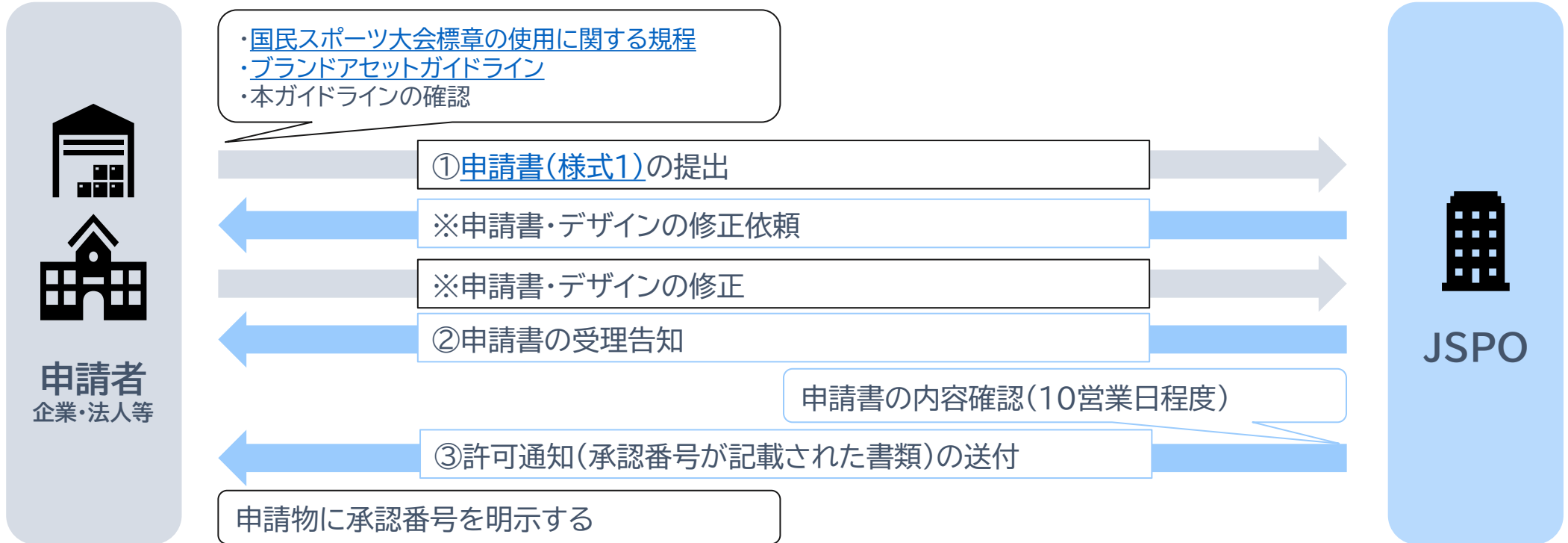
映像コンテンツ使用に関する内容は[こちら](#)をご覧ください
ページに記載の連絡先へお問い合わせください

国スポ大会期間中の映像(放送・報道など)に関する内容は
下記へお問い合わせください

ブランド戦略部マーケティング戦略課

TEL:03-6910-5804 E-mail:campaign@japan-sports.or.jp

1. 非営利目的使用(無償)



【注意事項】

当協会審査の結果、デザインの修正をお願いする場合がございます。
日程に余裕をもってご申請ください。



【お問い合わせ先】

国スポ推進部 国スポ課

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2

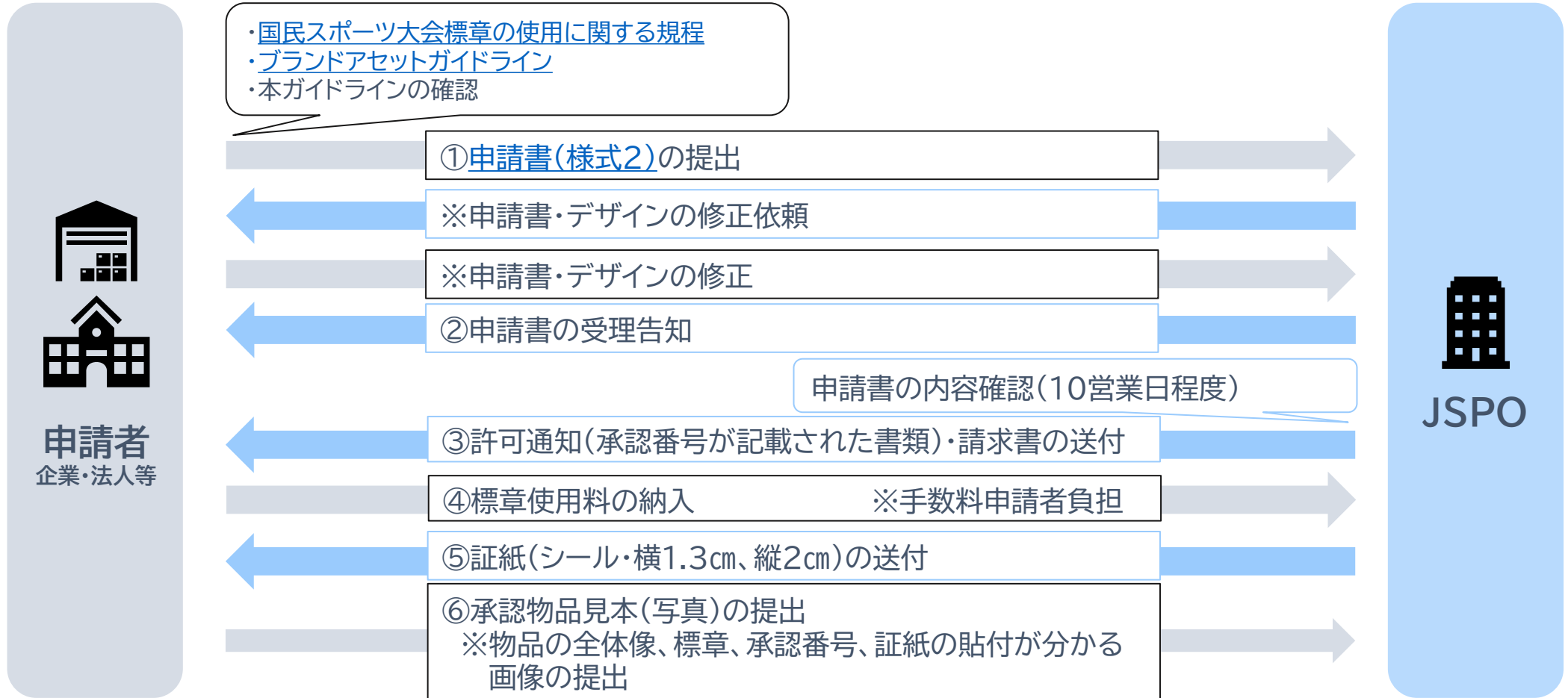
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

TEL:03-6910-5808

FAX:03-6910-5820

E-mail:kokuspo@japan-sports.or.jp

2. 営利目的使用(有償)

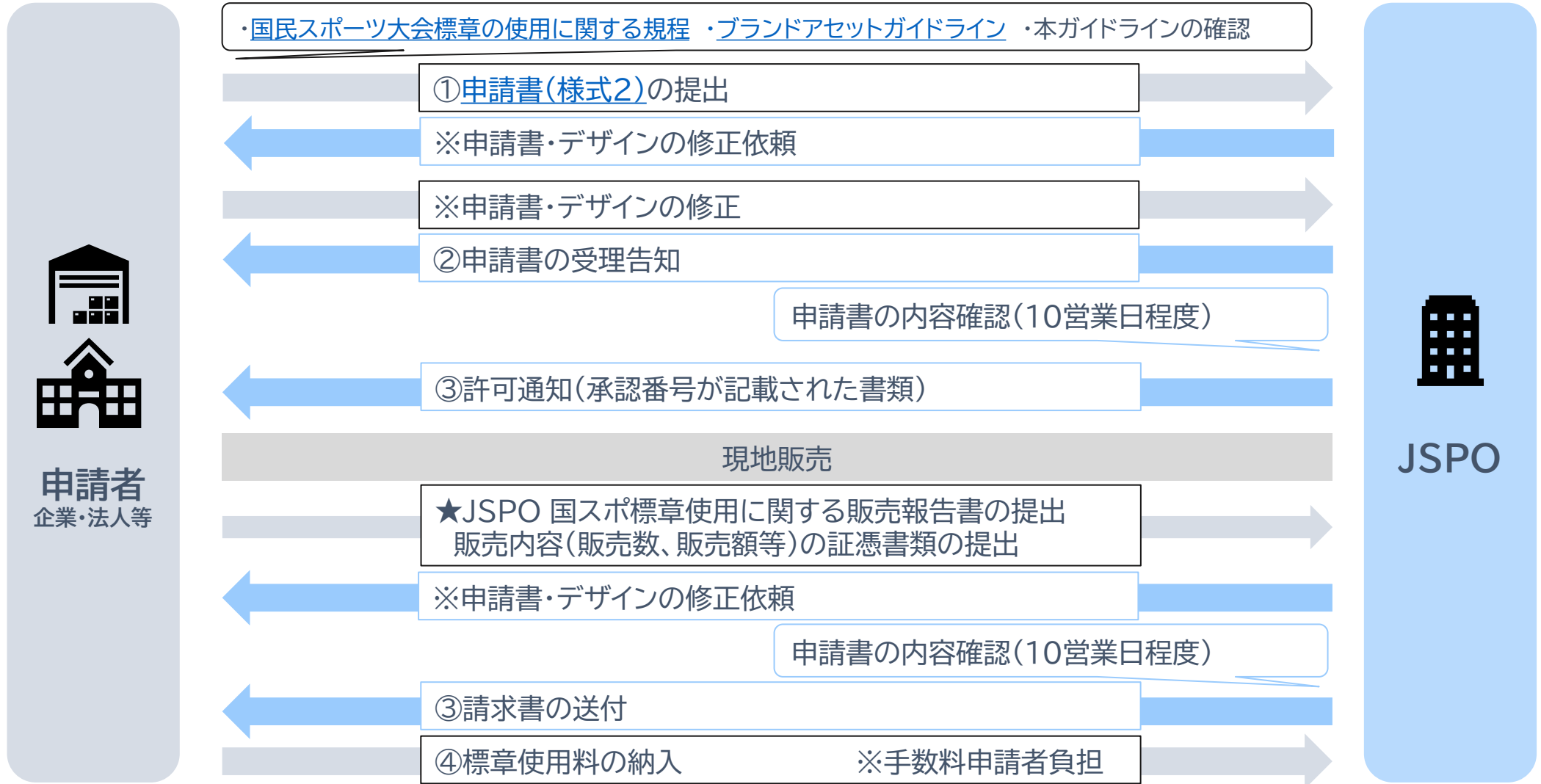


【注意事項】

当協会審査の結果、デザインの修正をお願いする場合がございます。日程に余裕をもってご申請ください。次ページ以降の詳細をご確認ください。

第3章 申請手続きについて

3. 営利目的使用(有償) ～受注販売の場合(写真販売等)～



4. 営利目的使用(有償)の注意事項

① 申請書の提出

当協会へ初めて申請をされる場合は、会社案内など

申請者の概要(会社名/所在地/代表者名/電話番号/FAX番号/業務内容/取引会社/資本金/従業員数/Eメールアドレス等)がわかるものを添付してください。

※審査の結果、デザイン等を修正していただく場合がございます。

② 申請書の受理告知

全ての申請書修正・デザイン修正が完了し、かつ、JSPOが申請受理の告知をした日を使用料率決定日とします。

日程に余裕をもってご申請ください。営業時間外の対応はいたしかねます。(営業時間9:30-17:30)

③ 許可通知・請求書の送付

当協会審査後に承認番号を記載した許可通知を送付いたします。

※申請を受理してから許可通知の発出まで、10営業日程度お時間をいただきます。

※許可条件記載事項の通り使用してください。

★受注販売の場合は、販売終了後に請求書を発行いたします。

現地販売の後、実際に受注した販売内容(販売数、販売額等)の証憑書類を当協会へメールにてご提出ください。

④ 標章使用料の納入

上記③の通知と併せ標章使用料の請求書を同封いたしますので、

指定の期日までに当協会指定銀行口座へ納付してください。(振込手数料は申請者負担)

4. 営利目的使用(有償)の注意事項

⑤ 証紙(シール:横1.3cm、縦2cm)の貼付、承認番号の表記

上記④の標章使用料納入確認後、承認した商品に貼付する証紙を承認数量分、申請者宛に送付いたします。

商品の販売に際しては必ず証紙を貼付してください。

併せて、個別商品、タグ、パッケージまたは販売案内等、視認できる箇所に許可通知書に記載の承認番号を表記ください。

また、広告宣伝物、サービス業務等について申請された場合は証紙を発行いたしません。必ず承認番号を明示してください。

※申請者には、使用許可を受けた商品への承認番号の明示と、証紙の貼付が義務付けられています。

※国スポ標章の適正な使用状況を現地にて調査し、虚偽の申請や未申請物が確認された場合にはそれ以後の申請を許可しないこともありますので、ご注意ください。

⑥ 承認物品の見本の提出

申請内容承認後、実際に商品となった物品の写真(出力画像A4)を必ず見本として当協会へご提出ください。(メール・郵送等)物品の全体像、標章、証紙の使用状況がわかるようにお願いします。

【申請手続きの例外について】

報道機関等、一部企業は例外的に申請手続きが不要となります。

また、大会協賛企業等の申請手続きは本マニュアルとは別に定めます。

※ 詳しくは「[公益財団法人日本スポーツ協会 国民スポーツ大会関係標章の使用に関する規程](#)」をご覧ください。



【お問い合わせ先】

ブランド戦略部 マーケティング戦略課
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

TEL:03-6910-5804

FAX:03-6910-5820

E-mail:campaign@japan-sports.or.jp

5. 営利目的使用(有償)現地調査の実施



③現地調査の際に、「証紙の貼付」「承認番号の表示がない」商品を販売されていた場合、販売企業は商品の取り下げ・販売中止に加え、標章使用料の追納(30%)をいただきます。なお、商品の取り下げに伴う、販売者・申請者への営業補償はありません。

ご不明な点は以下連絡先へお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

ブランド戦略部 マーケティング戦略課
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

TEL:03-6910-5804

FAX:03-6910-5820

E-mail:campaign@japan-sports.or.jp

6. 標章申請先区分

国スポ関係標章は、標章の種類により申請先(JSPO、都道府県実行委員会)が異なります。
第80回青森県大会につきましては、以下の表及びリンク先のガイドラインも併せてご参照ください。

使用できる標章	非営利目的 申請先	営利目的 申請先
(1) JSPOが定める国民スポーツ大会マークおよび、ブランドロゴ		JSPO
(2) 「国民スポーツ大会」「国スポ」「JAPAN GAMES」およびこれらを含む結合語又は造語	<ul style="list-style-type: none"> ・国民スポーツ大会 ・国スポ ・JAPAN GAMES等 	JSPO
(3) 愛称文字表記	「青の煌めきあおもり国スポ」 「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」	県委員会 と JSPO
(4) 愛称ロゴ (大会名併記)		県委員会 と JSPO
(5) 愛称ロゴ (県委員会が定める規定書体ロゴデザインのみ)		県委員会
(6) スローガンロゴ・マスコット		県委員会

平仮名、片仮名又はローマ字の文字に変更するもの、同一の呼称及び観念を生ずるものを含む)

※県委員会とは「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会」を指します。以下同様。

※参考: 青森県国スポオフィシャルサイト
「[標章およびマスコット等の使用の手引](#)」より抜粋



第4章 令和6年度以降の標章使用について



1. 標章使用料・申請時期詳細

【使用料率表】

※20日が土日祝日の場合は翌営業日を締切日とする

提出期限	国スポ(会期前)		国スポ(本会期)		国スポ(冬季)	
	開催当該年～ 7月31日	8月1日～ 開催後	開催当該年～ 8月31日	9月1日～ 開催後	開催当該年～ 11月30日	12月1日～ 開催後
訂正締切日	8月20日※		9月20日※		12月20日※	
国スポ協賛社 (JAPAN GAMES パートナー以外)	5%	15%	5%	15%	5%	15%
国スポ協賛社以外	5%	30%	5%	30%	5%	30%

【補足】

※補足事象に記載していない事象が発生した場合は追記することがある

(例)国スポ(会期前)に申請書を提出する場合

7月31日までに申請書提出→8月20日までに訂正完了、かつ、8月20日までにJSPOから申請受理の告知…使用料率は5%

7月31日までに申請書提出→8月20日までに訂正未完了、JSPOから申請受理の告知無し…国スポ協賛社以外の使用料率は30%

- 申請を受理してから許可通知の発出まで、10営業日程度お時間をいただきます。
- 全ての申請書修正・デザイン修正が完了し、かつ、JSPOが申請受理の告知をした日を使用料率決定日とします。
※日程に余裕をもってご申請ください。営業時間外、土日祝の対応はいたしかねます。(営業時間 9:30-17:30)
- 承認後のデザイン変更は、再申請扱いとなります。デザイン変更が完了し、JSPOが申請受理の告知をした日を使用料率決定日としますのでご注意ください。

2. 標章使用物品の詳細

【申請書内の分類】 ※国スポ標章使用承認申請書(様式2) 営利目的使用申請書内 使用計画書に記載

分類		詳細	記載価格
A	商品	販売する商品	希望小売価格×製造数量×使用料率
B	広告	媒体への掲載	使用する媒体の基準広告料×使用料率 ※但し、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、申請内容を検討の上決定する。
C	景品(ノベルティ)	景品の配布	景品配布者の購入価格×使用料率

※上記分類に属さない場合は、申請内容を検討の上分類を決定します。

※算出により1,000円(税抜き)未満となった場合は、原則として使用料を1,100円(税込み)といたします。

(年間で分割して使用料を納付される場合は、合計金額での換算となります)

※申請の際、分類等不明の場合はお問い合わせください。

※たばこの申請は受け付けられません。


※その他当協会が標章使用に適さないと判断した場合は、申請を受け付けられない事がございます。

3. デザイン(必須事項)

- 使用できる標章は大会正式名称、大会愛称のみとなり、大会類似名称は記載することができません。
※大会類似名称とは、当協会の標章に類似すると考えられる文言のこと
(例)ALL JAPAN、CHAMPIONSHIP、ATHLETIC MEET、ATHLETIC MEETING等
- 【開催地名】+【年号】/【年号】+【開催地名】は大会類似名称に該当しますが、大会正式名称または大会愛称と併用いただく場合のみ、使用可能となります。(同一商品内に併用していれば、同一平面以外の掲載も可)
(例)AOMORI2026、2025八戸等
- 申請者が考案した大会とは関係のない文言、文章は、大会正式名称と同一平面上に記載することはできません。
(例)魅せろ、挑戦、一致団結、FIGHT、AMBITIOUS、TOUGH、NEVER GIVE UP等
- 同一平面以外に申請者が考案した大会とは関係のない文言を記載する場合、その面積は、大会正式名称と同程度以下の面積とします。
- 申請者が考案した大会とは関係のない文言は、大会開催都道府県が策定した大会愛称やスローガン(ローマ字表記、英語表記を含む)と、同一平面上に記載することができます。
- 大会正式名称と企業名・企業ロゴは、同一平面上に記載することはできません。
- JAPAN GAMESマーク(ロゴ)を使用することはできません(一部協賛社を除く)。

第4章 令和6年度以降の標章使用について

4. 標章等の分類

分類	文言、例	使用の可否
大会正式名称	国民スポーツ大会 JAPAN GAMES	<ul style="list-style-type: none"> ・企業名・企業ロゴ、大会と関係のない文言を同一平面上に記載することは不可 ・同一平面外に企業名・企業ロゴ、大会と関係のない文言を記載する場合、大会正式名称より小さいサイズでの記載が必要
JAPAN GAMESマーク		<ul style="list-style-type: none"> ・営業目的使用不可 (JAPAN GAMESパートナーのみ使用可)
大会愛称・スローガン	大会愛称例) 青の煌めきあおもり国スポ スローガン例) 翔けろ未来へ縄文の風に乗って	<ul style="list-style-type: none"> ・開催都道府県実行委員会への確認、申請が必要
大会類似名称	例) ALL JAPAN、CHAMPIONSHIP、 ATHLETIC MEET、ATHLETIC MEETING等	<ul style="list-style-type: none"> ・使用不可
大会類似名称 【開催地＋年号】 【年号＋開催地】	例) AOMORI2026、2026八戸等	<ul style="list-style-type: none"> ・条件付きで使用可 【条件】 ・大会正式名称又は大会愛称と同一商品内で併用する場合のみ、使用可
大会と関係のない文言	例) 魅せろ、挑戦、一致団結、FIGHT、 AMBITIOUS、TOUGH等	<ul style="list-style-type: none"> ・大会正式名称と同一平面上に記載することは不可 ・大会愛称やスローガン（ローマ字表記、英語表記を含む）と、同一平面上に記載することは可

第4章 令和6年度以降の標章使用について

5. デザイン(OK例)



例①



大会正式名称

表例②



表に大会正式名称
裏に企業ロゴ・文言

表例③



企業名・企業ロゴ・文言の面積が
大会正式名称より同程度以下

表例④



表に大会正式名称
裏に愛称

表例⑤



表に大会正式名称
裏に愛称と文言

表例⑥



大会正式名称または愛称と
【開催地名】+【年号】
の同時使用

表例⑧



同一平面に大会正式名称・愛称
愛称の面積は同程度以下

例⑦

タオル等



同一平面に
大会正式名称と愛称

第4章 令和6年以降の標章使用について

6. デザイン(NG例)

…企業ロゴ例



大会類似名称の使用



大会正式名称と
大会類似名称の使用



大会正式名称と企業ロゴ・文言を
同一平面上に使用



大会正式名称より
企業ロゴ・文言が
同程度以上の面積



愛称と企業名・企業ロゴを
同一平面上に使用



【開催地名】+【年号】
のみの使用

例⑧ タオル等



大会正式名称と文言を
同一平面上に使用

JAPAN GAMESマークは
国スポ開催都道府県実行委員会、
JAPAN GAMESパートナー以外は
営利目的使用できません



「JAPAN GAMESマーク」

7. 標章使用上の留意事項

(1) 表現方法の禁止例

以下の文言は国スポに対する協賛企業を想起させることになり、**認めておりません**。

【使用不可】

「△△(企業名)は〇〇国スポを応援しています。」

「△△(企業名)は〇〇国スポを支援しています。」

のような表現は**使用できません**。

※具体的には個別の対応となります。ご自身で判断が難しい場合はご相談ください。

下記のような表現であれば使用可能です。

「みんなで応援しよう〇〇国スポ」「頑張れ〇〇国スポ」「〇〇国スポの成功を祈念しております」

(2) その他留意事項

- ・国スポ会場にて、無許可で標章を使用した商品の販売・広告物への使用をしている企業等が見受けられます。**事前申請が必要です**。
- ・国スポを意味すると思われるまぎらわしい表現は**不正使用と見なされる**場合があります。
大会名は正しく表記願います。
- ・標章を不正・不適切に使用すると**商標法・不正競争防止法により罰せられます**。

8. 未申請使用等への対応

【未申請使用の例】

- 標章を使用しているが、未申請の国スポの記念品グッズ(Tシャツ・タオル・マグネット・ボールペン 等)
- 標章を使用しているが、未申請の国スポ広報・広告物(販売ポップ・配布チラシ・広告記事・自社SNSでの使用 等)
- 開催都道府県実行委員会へ申請しているが、当協会へ未申請(県のロゴデザイン画像に「国スポ」等標章がある場合)

【使用発覚時の対応】

- 標章使用料の徴収

注:標章の未申請使用(類似標章を含む)が発覚した場合、JAPAN GAMESパートナー以外の国スポ協賛社は15%、国スポ協賛社以外は30%の使用料を徴収します。

また、当該企業・団体からの申込み受付を一定期間停止する場合があります。

- 大会期間中の販売停止・掲示の取り下げ

**「国民スポーツ大会」「JAPAN GAMES」などの標章を
無断で商品や広告等に使用することはできません。
ご不明な点等ございましたら、以下までお問い合わせください。**

マーケティング戦略課

メール:campaign@japan-sports.or.jp / 電話:03-6910-5804